

# 継続支出に係る事後チェック

担当部局： 法務省民事局

支出等の名称	登記事項証明書交付事務等委託費			
根拠となる法令等	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(法律第51号)第33条の2 公共サービス改革基本方針(平成18年9月5日閣議決定, 平成22年7月6日最終決定)			
支出を受けて行う事業の概要	平成18年7月7日, 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律が施行され, 同法の規定に従い閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において, 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)については, 平成22年度までに民間競争入札の対象とし, 平成20年度から落札者による事業を実施することとされた。これを受けて, 内閣府に設置された第三者機関である「官民競争入札等監理委員会」の議を経て策定された「民間競争入札実施要項」に基づき, 一般競争入札を実施し, 平成20年度から包括的民間委託が実施されているところ, 平成24年度までで契約期間が終了することから, 平成25年4月から新たな契約に基づいて業務が開始されている。			
支出状況 (過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	(財)民事法務協会	(財)民事法務協会	(一財)民事法務協会
	支出額(千円)	2,641,842	428,912	431,929
検証結果	【継続的に実施させることの必要性】 登記事務は, 不動産登記法等に基づき, 不動産の現状と権利関係を公示することにより, 不動産取引の安全と円滑を図るもの, また, 会社その他の法人等について, 一定の事項を公示することにより, 取引の安全を図るものである。登記事項証明書, 印鑑証明書及び地図の写し等の作成・交付等に関する業務は, こうした公示されている登記情報を国民に提供する業務であることから, 継続的に実施する必要性がある。また, 業務を実施する民間事業者は, 単に価格競争のみによる入札ではなく, 総合評価落札方式による一般競争入札を実施することで, 民間の創意工夫を取り入れ, 効率的に実施していると考えている。			
	【継続的に実施させることの効率性】 乙号事務の包括的民間委託においては, 単に価格競争のみによる入札ではなく, 総合評価落札方式による一般競争入札を実施することで, 民間の創意工夫を取り入れるなど, 国民に良質なサービスの提供を実現するとともに, 経費面においても, 従来, 職員等が乙号事務を実施していた際の経費と比較して, 委託経費の削減効果が出ており, 業務を効率的に実施していると考えている。			
	○削減効果 (単位:百万円)			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	3,127	4,810	4,810	
【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 第三者機関である, 「官民競争入札等監理委員会」の議を経て策定された「民間競争入札実施要項」に基づき, 多数の民間事業者による一般競争入札(総合評価落札方式)を実施して公平性・競争性を確保していることから, 現在の実施方法を継続させることは妥当である。				
【他の法人を競争的に選定することの検討結果】 -				
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	現在の乙号事務の民間委託は, 平成28年9月で契約期間が満了することから, 平成27年度までに次回の委託に必要となる「民間競争入札実施要項」の見直しを行うことを予定している。 平成23年度及び平成24年度委託契約中に, 乙号事務の受託事業者による不正・不当事案において, 業務の一部停止命令や契約解除等の事案が発生したことから, 平成22年度入札の実施要項を見直し, 平成24年度入札の実施要項から監督体制の強化, 委託費の減額措置の拡大などの措置を講じて, 新たな事業者による業務委託を開始しているところである。 そこで, 次回の民間競争入札実施要項の見直しの際には, 平成24年度入札の実施要項における乙号事務の監督強化などの実施状況を踏まえた上で実施要項の見直しを検討し, 第三者機関である「官民競争入札等監理委員会」の議を経ることとする。			

# 継続支出に係る事後チェック

担当部局：法務省人権擁護局

支出等の名称		人権啓発活動等委託費のうち中央委託費		
根拠となる法令等		<p>地域改善対策協議会の意見具申(昭和61年12月,平成8年5月,以下「意見具申」という。)                  同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年7月閣議決定)                  人権啓発活動中央委託要綱(平成9年4月法務大臣決定,以下「委託要綱」という。)                  人権擁護推進審議会答申(平成11年7月,以下「審議会答申」という。)                  人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号,以下「人権教育・啓発推進法」という。)第4条,第7条                  人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定,平成23年4月一部変更)</p>		
支出を受けて行う事業の概要		<p>法務省は,公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)に対して,委託要綱に基づき,人権に関する啓発教材の作成,人権に関する情報・資料の収集提供,人権に関する講演会などの啓発事業を委託し,「人権啓発活動中央委託事業」として実施している。</p>		
支出状況(過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	(財)人権教育啓発推進センター	(財)人権教育啓発推進センター	(公財)人権教育啓発推進センター
	支出額(千円)	225,710	193,996	188,600
検証結果		<p><b>【継続的に実施させることの必要性】</b>                  国が実施する人権啓発事業は,国民の間に基本的な人権尊重の理念の普及・高揚を図るとともに,国民の間における様々な人権侵害事件の発生を予防する事業である。我が国においては,未だ人権尊重思想が十分普及しておらず,各種人権侵害事案が少なからず発生している現状の下にあっては,全国的な視点から一定水準の人権尊重思想の普及を確保する必要がある。                  また,同和問題を始め人権問題は極めて重要かつ慎重に対応しなければならない問題であることから,人権啓発活動の実施に当たっては,中立性・公平性が確保されていなければならない。                  その点,人権センターは,昭和61年の意見具申を受けて国が啓発事業を委託することを前提として設立されたものであり,審議会答申や基本計画では,「民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている」とされており,こうした事情から,委託要綱をもって,中央委託事業の委託先としているものである。                  また,先に述べたように,人権問題は極めて重要かつ慎重に対応しなければならない問題であるところ,人権センターは公益財団法人として認定され,民間団体の中において中立性・公正性を確保できる団体であり,今後もこれらの事業を継続的に委託して実施していく必要がある。</p> <p><b>【継続的に実施させることの効率性】</b>                  人権センターはこれまでの実績から,政治や特定の団体に偏ることなく,常に中立性・公正性を堅持しているところ,仮に他の主体に実施させることとした場合,その主体の中立性・公正性について再度検証する必要に迫られることになり,非効率であるし,それを判断するための適切な手段もない。                  また,人権センターは,昭和62年に設立された後,約25年間啓発活動を実施してきた人権啓発の手法・ノウハウが集約されている団体である上,契約に当たっては一般競争入札も積極的に実施していることから,人権センターに継続的に実施させることが,業務執行及び経費執行双方の観点からも効率的である。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b>                  (他の民間団体での実施の可能性について)                  人権センターについては,人権教育・啓発推進法第7条に基づき策定された基本計画において,人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすために,事業のより一層の充実が必要である旨示されていること,また,上記のとおり,人権センターには人権啓発の手法・ノウハウが蓄積され,業務執行上の効率性,中立性・公正性が認められることから,委託要綱により人権センターへの委託を実施している。しかし,他の民間団体等についてはそういった位置づけや効率性,中立性・公正性が確認されていないことから,人権センター以外の民間団体に実施させることは適当でない。                  (国が直接実施する可能性について)                  人権センターには,上記のとおり人権啓発の手法・ノウハウが蓄積されているところ,仮にこれまで人権センターに委託してきた事業を国が直接実施した場合,それだけ能力のある人材を国が確保することは不可能である上,国の職員を増員する必要があることから,非効率である。</p> <p>以上のことから,他の主体に実施させることなく,今後も人権センターに継続実施させることが効率的であり妥当である。</p> <p><b>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</b>                  上記のとおり,効率性・必要性の観点からしても,人権啓発事業は,基本計画等における人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たし,中立性・公平性を確保している人権センターが実施することが妥当であり,他の法人を競争的に選定することは適当ではない。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期		<p>毎年度実施している第三者委員会による当省委託事業の事業評価を引き続き実施して委託事業本来の質が確保されているか検証し,人権センターにおいては,その検証結果を踏まえて効果的に事業を実施していくこととする。                  また,法務省が行う委託費の精算等の場面において,交付した予算の執行について点検し,人権センターにおいて効率的な予算執行がされるよう指導していくこととする。</p>		

# 継続支出に係る事後チェック

担当部局：法務省人権擁護局

支出等の名称		人権啓発活動等補助金		
根拠となる法令等		<p>地域改善対策協議会の意見具申(昭和61年12月,平成8年5月,以下「意見具申」という。)          同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年7月閣議決定)          人権啓発活動等補助金交付要綱(平成9年4月法務大臣決定,以下「補助金交付要綱」という。)          人権擁護推進審議会答申(平成11年7月,以下「審議会答申」という。)          人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号,以下「人権教育・啓発推進法」という。)第4条,第7条          人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定,平成23年4月一部変更)</p>		
支出を受けて行う事業の概要		法務省では,人権教育啓発推進センター(以下「人権センター」という。)に対して,補助金交付要綱に基づき,その運営経費の一部を補助している。		
支出状況(過去3年度)	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	支出先法人	(財)人権教育啓発推進センター	(財)人権教育啓発推進センター	(公財)人権教育啓発推進センター
	支出額(千円)	42,853	42,875	42,895
検証結果		<p><b>【継続的に実施させることの必要性】</b>          人権センターは,昭和61年の地域改善対策協議会の意見具申を受け,公益法人において,同和問題に関する正しい知識の普及,啓発の各主体相互間の情報流通の促進等の事業が全国的規模で柔軟かつ効果的に行われることは,今後,国及び地方公共団体が啓発事業を推進していく上で,極めて有意義であるとの観点から設立され,その後,改組等を経て,現在の公益財団法人となっているものである。          そして,人権センターは,①人権啓発活動におけるナショナルセンターとして,中立性・公正性を確保しつつ,積極的に人権教育・啓発活動を推進していくこと,②国,地方公共団体,NPO等の民間団体等の各実施主体の連携協力を支援することが期待されており,この点については,審議会答申や基本計画においても確認されている。          国が,人権センターに対して,定額の財政的支援を行うのは,こうした人権センターの設立の経緯や人権センターの現在の役割等を踏まえ,その運営等に関して,人権センターの施設や実施体制面での充実を図る必要があることによるものであり,今後も継続的に補助を実施していく必要がある。</p> <p><b>【継続的に実施させることの効率性】</b>          人権センターはこれまでの実績から,政治や特定の団体に偏ることなく,常に中立性・公正性を堅持しているところ,仮に他の主体に実施させることとした場合,その主体の中立性・公正性について再度検証する必要に迫られることになり,非効率であるし,それを判断するための適切な手段もない。          また,人権センターは,昭和62年に設立された後,約25年間啓発活動を実施してきた人権啓発の手法・ノウハウが集約されている団体である上,契約に当たっては一般競争入札も積極的に実施していることから,人権センターに継続的に実施させることが,業務執行及び経費執行双方の観点からも効率的である。</p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b>          (他の民間団体での実施の可能性について)          人権教育・啓発推進法第7条に基づき策定された基本計画において,人権センターについては,人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすために,組織・機構の整備充実及び専門的知識を有するスタッフの育成・確保が必要である旨示されていること,また,上記のとおり人権センターには人権啓発の手法・ノウハウが蓄積され,業務執行上の効率性,中立性・公正性が認められることから,補助金交付要綱により人権センターに補助しているものである。しかし,他の団体にはそういった位置づけや効率性,中立性・公正性が認められないことから,人権センター以外の民間団体に補助金を交付して人権啓発活動を実施させることは適当でない。          (国が直接実施する可能性について)          人権センターには,上記のとおり人権啓発の手法・ノウハウが蓄積されているところ,仮にこれまで人権センターに委託してきた事業を国が直接実施した場合,それだけ能力のある人材を国が確保することは不可能である上,国の職員を増員する必要があることから,非効率である。          以上のことから,他の主体に実施させることなく,今後も人権センターに継続実施させることが効率的であるし,中立性・公正性が確保でき妥当である。</p> <p><b>【他の法人を競争的に選定することの検討結果】</b>          -</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期		人権センターにおける,業務遂行及び経費の執行が効率的かつ効果的に行われるよう補助金の交付決定及び額の確定等の際に十分に配慮していくこととする。		